

# 入札公告の訂正

2017年9月11日付入札公告「アフガニスタン国基礎教育セクター情報収集・確認調査」（公告番号：国契-17-072）を以下のとおり一部訂正します。

2017年9月12日  
独立行政法人国際協力機構  
契約担当役  
理 事 神崎 康史

## 1. 公告番号・業務名称（変更なし）

- (1) 公告番号：国契-17-072
- (2) 業務名称：アフガニスタン国基礎教育セクター情報収集・確認調査

## 2. 入札公告の「3. 競争参加資格」を以下のとおり訂正します。

### 「3. 競争参加資格

この一般競争に参加を希望する者は、競争参加資格を有することを証明するため、当機構の確認を受けなければなりません。

#### （1）法人・個人共通

以下のいずれかに該当する者は、契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。競争参加資格確認申請書提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約締結前に確認させていただきます。

##### ア. 当該契約を締結する能力を有しない者

成年被後見人、被保佐人、被補助人及び未成年者。

##### イ. 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

破産手続き開始決定を受け破産者となった者で、破産者であることに基づく法律的欠格を一般的に回復していない者。法人の場合、会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人。

##### ウ. 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」（平成

- 24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者  
反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等。
- エ.「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者。  
具体的には、以下のとおり取り扱います。
- (ア) 公告日から競争参加資格確認申請書提出期限日の間に措置期間中である場合、競争への参加を認めません。
  - (イ) 競争参加資格確認申請書提出期限日の翌日以降から入札執行日(入札会開催日)までに措置が開始される場合、競争から排除します。
  - (ウ) 入札執行日(入札会開催日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
  - (エ) 競争参加資格確認申請書提出期限日以前に措置が終了している場合、競争への参加を認めます。

## (2) 追加の資格要件

契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

### ア. 法人の場合

(ア) 公告日において平成28・29・30年度全省庁統一資格の「役務の提供等」の「A」又は「B」又は「C」又は「D」の等級に格付けされ、競争参加資格を有すること(以下「全省庁統一資格保有者」という。)であること。

ただし、上記における全省庁統一資格保有者でない者が本競争への参加を希望する場合は、別途資格審査を受けることができます。(入札説明書を参照ください。)

(イ) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

### イ. 個人の場合

以下の(ア)、(イ)、(ウ)全ての要件を満たす者が本競争に参加することができます。「個人」とは、法人格を持たず、個人(自然人: physical person)の資格で競争に参加する者をいいます。

(ア) 以下の①、②、③のいずれかに該当すること。

① 3.(2)ア.(ア)に定める全省庁統一資格者

② 国際協力人材登録=「JICAパートナー登録」が完了している者  
(簡易登録での応募は不可)

③ 上記①にも②にも該当しない場合、以下のいずれかの書類を提出した

者

- 日本国の運転免許証（有効期限内）の写し
- パスポート（旅券。有効期限内）の写し：  
氏名および生年月日記載ページ及び現住所の記載ページ
- 住民票または住民票記載事項証明書（発行6ヶ月以内）
- 日本国内の各種健康保険証（有効期限内）の写し：  
氏名・現住所・生年月日が記載されているページ

(イ) 納税証明書「その3の2」（税務署発行。「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用）が競争参加資格確認申請書とともに提出されること。

(ウ) 日本国内に居住していること（具体的には、公告日時点で日本国内の住民票を有していることとします。契約締結前に必要に応じ確認させていただきます。）」

### 3. 入札説明書の「5. 競争参加資格」を以下のとおり訂正します。

「この一般競争に参加を希望する者は、競争参加資格を有することを証明するため、当機構の確認を受けなければなりません。

#### **（1）法人・個人共通**

以下のいずれかに該当する者は、契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。競争参加資格確認申請書提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約締結前に確認させていただきます。

ア. 当該契約を締結する能力を有しない者

成年被後見人、被保佐人、被補助人及び未成年者。

イ. 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

破産手続開始決定を受け破産者となった者で、破産者であることに基づく法律的欠格を一般的に回復していない者。法人の場合、会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人。

ウ. 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等。

エ. 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年

規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者。  
具体的には、以下のとおり取り扱います。

- (ア) 公告日から競争参加資格確認申請書提出期限日の間に措置期間中である場合、競争への参加を認めません。
- (イ) 競争参加資格確認申請書提出期限日の翌日以降から入札執行日(入札会開催日)までに措置が開始される場合、競争から排除します。
- (ウ) 入札執行日(入札会開催日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- (エ) 競争参加資格確認申請書提出期限日以前に措置が終了している場合、競争への参加を認めます。

## (2) 追加の資格要件

契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

### ア. 法人の場合

(ア) 公告日において平成28・29・30年度全省庁統一資格の「役務の提供等」の「A」又は「B」又は「C」又は「D」の等級に格付けされ、競争参加資格を有する者(以下「全省庁統一資格者」という。)となります。

ただし、上記における全省庁統一資格保有者でない者が本競争への参加を希望する場合は、当機構から資格審査(以下「簡易審査」といいます。)を受けることができます。(下記7.(4)を参照ください。)

- (イ) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

### イ. 個人の場合

以下の(ア)、(イ)、(ウ)全ての要件を満たす者が本競争に参加することができます。「個人」とは、法人格を持たず、個人(自然人: physical person)の資格で競争に参加する者をいいます。

(ア) 以下の①、②、③のいずれかに該当すること。

- ① 5-2.(1)(ア)に定める全省庁統一資格者
- ② 国際協力人材登録=「JICAパートナー登録」が完了している者  
(簡易登録での応募は不可)
- ③ 上記①にも②にも該当しない場合、以下のいずれかの書類を提出した者
  - 日本国の運転免許証(有効期限内)の写し
  - パスポート(旅券。有効期限内)の写し:  
氏名および生年月日記載ページ及び現住所の記載ページ
  - 住民票または住民票記載事項証明書(発行6ヶ月以内)
  - 日本国内の各種健康保険証(有効期限内)の写し:

氏名・現住所・生年月日が記載されているページ

(イ) 納税証明書「その3の2」(税務署発行。「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用)が競争参加資格確認申請書とともに提出されること。

(ウ) 日本国内に居住していること(具体的には、公告日時点で日本国内の住民票を有していることとします。契約締結前に必要に応じ確認させていただきます。)

4. 入札説明書の「7. 競争参加資格の確認及び技術提案書・入札書の提出について」を以下のとおり訂正します。

「(1) 競争参加資格の確認

本競争の参加希望者は、上記5.に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、当機構から競争参加資格の有無について確認を受けなければなりません。なお、期限までに必要な書類を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができません。

また、合わせて技術提案書・入札書を提出してください。

**ア.【法人の場合】**

提出書類：以下のカテゴリーのうち、各社の該当するカテゴリーにおいて求められる書類(以下、「資格確認書類」といいます。)を提出して下さい。

カテゴリーA：当機構発行の整理番号を有している場合		
A-1	競争参加資格確認申請書	様式集参照 整理番号を記載してください。 有効期限が2019年3月31日の整理番号 (28から開始の7ケタの番号)
A-2	全カテゴリー共通で必要な書類	この表の下に記載の【全カテゴリー共通に必要な書類】一式
カテゴリーB：当機構発行の整理番号を有しておらず全省庁統一資格は有している場合		
B-1	競争参加資格確認申請書	様式集参照
B-2	全省庁統一資格審査結果通知書(写)	
B-3	情報シート	様式集参照

B-4	全カテゴリー共通で必要な書類	この表の下に記載の【全カテゴリー共通に必要な書類】一式
カテゴリーC：当機構発行の整理番号も全省庁統一資格も有していない場合 (上記5.(2)ア.(ア)ただし書きに該当する者。)		
C-1	競争参加資格確認申請書	様式集参照
C-2	簡易審査申請書	・様式集参照
C-3	登記事項証明書(写)	・発行日から3ヶ月以内のもの ・法務局にて発行の「履歴事項全部証明書」
C-4	納税証明書(その3の3)(写)	・発行日から3ヶ月以内のもの ・税務署にて発行の法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書。納税義務が免除されている場合でも発行されます。但し書きがある場合は、事情を確認することがあります。その3の3以外の証明書(市区町村発行の「法人事業税」等の納税証明書、納税時の領収書等、納税証明書その1など)では受付できません。
C-5	財務諸表(写) ・設立して間もない法人で最初の決算を迎えていない場合は提出不要	・決算が確定した直近1ヶ年分 ・貸借対照表、損益計算書を含む。 ・法人名および決算期間の記載があるもの。
C-6	全カテゴリー共通で必要な書類	この表の下に記載の【全カテゴリー共通に必要な書類】一式

#### 【全カテゴリー共通に必要な書類(法人)】

- ・返信用封筒(長3号又は同等の大きさ。82円分の切手貼付。)
- ・必要に応じ、日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であることを証明する書類を提出いただく場合があります。

#### イ.【個人の場合】

(ア)資格確認書類の提出

① 全省庁統一資格を有している場合		
1	競争参加資格確認申請書	様式集参照

2	全省庁統一資格審査結果通知書（写）	
<b>② 当機構国際協力人材登録（JICAパートナー登録）者の場合</b>		
	競争参加資格確認申請書	・ 様式集参照 ・ パートナー登録番号＝10ケタを「競争参加資格確認申請書」の整理番号欄に記載してご提出ください。同番号にて登録の有無を当機構にて確認いたします。
<b>③ 全省庁統一資格者でも JICA パートナー登録者でもない場合</b>		
1	競争参加資格確認申請書	様式集参照
<b>2. 加えて以下のいずれかを提出してください</b>		
	日本国の運転免許証（有効期限内）の写し	
	パスポート（旅券。有効期限内）の写し	氏名および生年月日記載ページ及び現住所の記載ページ
	住民票または住民票記載事項証明書	発行6ヶ月以内
	日本国内の各種健康保険証（有効期限内）の写し	氏名・現住所・生年月日が記載されているページ

(イ) 共通で提出が必要な書類（個人）

- ① 印鑑証明書（1通。）
- ② 納税証明書「その3の2」（税務署発行。「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用）  
・ 発行日から3ヶ月以内のもの
- ③ 返信用封筒（長3号又は同等の大きさ。82円分の切手貼付。）

(2) 技術提案書の提出（提出部数：正1部、写3部）

- ・ 技術提案書の作成にあたっては、「第3 技術提案書の作成要領」の別紙「評価表（評価項目一覧表）」に記載した項目をすべて網羅してください。
- ・ 詳細は、「第3 技術提案書の作成要領」を参照ください。
- ・ 一旦提出された技術提案書は差し替え、変更又は取り消しできません。
- ・ 開札日の前日までの間において、当機構から技術提案書に関し説明を求められた場合には、定められた期日までにそれに応じていた

きます。

- ・ 技術提案書等の作成、提出に係る費用については報酬を支払いません。

(3) 入札書の提出（厳封）（提出部数：正1通）

- ・ 入札執行日に開札する入札書を、長3号封筒に入れ、厳封のうえ、その他提出書類とあわせて提出ください。同入札書は、機構にて厳封のまま入札執行日まで保管させていただきます。
- ・ 封筒の表に業務名称／社名（個人の場合は氏名）を記入し提出してください。
- ・ 本入札書については、原則代理人を立てず、入札者の名称又は商号並びに代表者の氏名による入札書とし、社印または代表者印を押印してください。
- ・ 日付は入札執行日としてください。
- ・ 入札書には社印又は代表者印を押印して下さい。個人の場合は実印を押印してください。併せ、印鑑証明書（1通）の提出もお願いします。
- ・ 一旦提出された入札書は差し替え、変更又は取り消しできません。

(4) 提出期限、場所、方法

ア. 提出期限：2017年10月2日(月)正午まで

イ. 提出場所：上記4. 参照

ウ. 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は上記ア. 提出期限までに到着するものに限る）

(5) 備考

- ・ 書類の作成・提出に係る費用は、申請者の負担とします。
- ・ 返信用封筒は長3号又は同等の大きさとし82円分の切手を貼付し、提出者の住所・氏名（宛先）を記載してください。
- ・ 提出された書類を、目的外に無断で使用することはありません。
- ・ 一旦提出された書類は返却しません。また、差し替え、変更、修正、再提出は認めません。」

以上